

P T A 会 則



江戸川区立鹿本中学校 P T A

教育目標

○ 自 律

○ 敬 愛

○ 探 求

江戸川区立鹿本中学校 P T A 規約

第一章　名　称

第一条　本会は「江戸川区立鹿本中学校 P T A」と称し、事務所を江戸川区立鹿本中学校内に置く。

第二章　目　的

第二条　本会は江戸川区立鹿本中学校の教育目標に基づき、保護者と教職員が教育の振興を図ることを目的とする。

第三章　方　針

第三条　本会は生徒の教育を本旨とする民主的な団体として、次の方針に従つて活動する。

- 1　本会は自主独立のもので特定の政党や宗教にかたよることなく、他のいかなるものの支配や干渉を受けない。
- 2　本会または本会会員の名で、いかなる営利的企業も支持しない。
また、いかなる職務の候補者も推薦できない。
- 3　本会は生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

第四章　組　織

第四条　本会は第二章の目的を達成するために次の組織を構成する。

- 1　本会を総括する「役員会」
- 2　役員、学校、専門委員会の三役が参加し、連絡調整を行う「総務会」
- 3　実質的な活動を行う「各種専門委員会」

第五章 活 動

第五条 本会は第二章の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 学校教育を正しく理解し、学校教育及び教育諸事業に協力する。
- 2 学校と家庭と地域の緊密な連絡によって、生徒の生活環境を改善し校外での生活を指導する。
- 3 会員の教義を高め会員相互の理解と親睦を深める。
- 4 その他、本会の目的を達成するための活動を行う。

第六章 会 員

第六条 本会の会員は、本校在学生徒の保護者と教職員とし、全会員の参加(保護者は原則、在学中に一人の生徒につき 1 回以上の委員会活動への参加)、協力のもとに組織し、第五条に基づく活動を行う。また、本会の目的に賛同する篤志家も会員となることができる。

会員はすべて一家庭につき一議決権を有する。

第七章 会 計

第七条 会費は、総会においてこれを定める。

会費は、生徒一人当たり月額 300 円とし、徴収は生徒が在校する間、学校徴収金として年間分を納める。

ただし、生徒の転校等により年度途中で退会した場合は、退会した月の翌月以降の会費を返還する。

第八条 本会の活動に必要な経費は会費で支弁し、会費の金額の変更及び外部に対して寄付を求める場合は総会の議決を要する。

第九条 本会の会計は総会で承認された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会の承認を要する。

第十条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第八章 役 員

第十一條 本会の役員は原則として次の通りとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名(副校長を含む)
- 3 会計 若干名
- 4 書記 若干名
- 5 監査 2～3名
- 6 顧問 若干名

第十二條 役員の任期は次の通りとする。

- 1 役員の任期は、2年(年度)とする。但し、再任することができる。
- 2 補充によって就任した役員の任期は前任者の残りの任期とする。

第十三條 役員は次の方法により選出する。

- 1 役員は総務会で候補者を推薦し、定期総会の承認を得て決定する。
- 2 役員に欠員が生じ、役員会で補充を必要とすると判断した場合は、役員会で候補者を推薦し、総務会の承認を得て決定する。

第九章 委 員

第十四條 本会の委員は次の通りとする。

- 1 成人委員
- 2 校外委員
- 3 広報委員
- 4 学年委員

第十五條 委員の任期は次の通りである。

委員の任期は、1年(年度)とする。但し、再任することができる。

第十六條 委員の選出方法は次の通りである。

委員の選出は、原則希望によるが、定数に満たない場合は話し合い等により選出する。

第十章 組織及び会議

第十七条 総会は、全会員で構成される最高の議決機関である。

1 定時総会は年2回開催し、次の事項を審議、決定する。

・新年度総会(5月)

- ① 前年度の決算報告
- ② 予算の承認
- ③ その他の必要事項

・年度末総会(3月)

- ① 活動報告
- ② 新役員の承認
- ③ その他の必要事項

2 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があるときに開くことができる。

3 総会は委任状を含め、原則会員の3分の1以上の出席がなければ案件を議決することができない。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決定する。

第十八条 役員会は、会長、校長、副校長、副会長、書記、会計、監査、及び顧問で構成され、総会、総務会、各専門委員会に提出する事項を審議し、資料を作成する。また、PTAの全体行事についてはこれを主催する。

役員の役割はおおむね次の通りとする。

1 会長は本会を代表し、総会、役員会、総務会を招集してその議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代行となる。

3 会計は会計事務を処理し、決算報告を行う。また、会長の指示に従い予算案の作成にあたる。

4 書記は総会、役員会、総務会の議事を記録する。

5 監査は本会の会計を監査する。

6 顧問は会長からの諮問に応じる。なお、本会の運営全般に協力するとともに意見を述べることができる。

第十九条 総務会は総会に次ぐ議決機関で、本会の役員、校長、副校長ならびに各専門委員会の三役によって構成され、その役割はおおむね次の通りである。

1 本会の運営に必要な細則、提案事項を審議、決定する。

2 役員会及び各委員会相互の連絡調整を行う。

3 その他必要事項を審議、決定する。

第二十条 各専門委員会は本会の会員により構成され、その役割はおおむね次の通りとする。なお、互選により委員長、書記、会計を置く(ただし、書記及び会計は副委員長を兼ねる)。

- 1 成人委員会 － 講演会、研修会、講習会、研修などを計画し、会員の教養を高め見聞を広める。
- 2 校外委員会 － 地域の社会環境の改善、生徒の校外生活の健全育成に努める。
- 3 広報委員会 － 広報の発行を通じ、本会の活動状況を保護者等に知らせ、PTA活動の周知と充実を図る。
- 4 学年委員会 － 学年ごとに学校運営上の諸問題について学校側と協議し、その諸活動に協力する。

第二十一条 教職会員の一部は、いずれかの専門委員会に所属する。

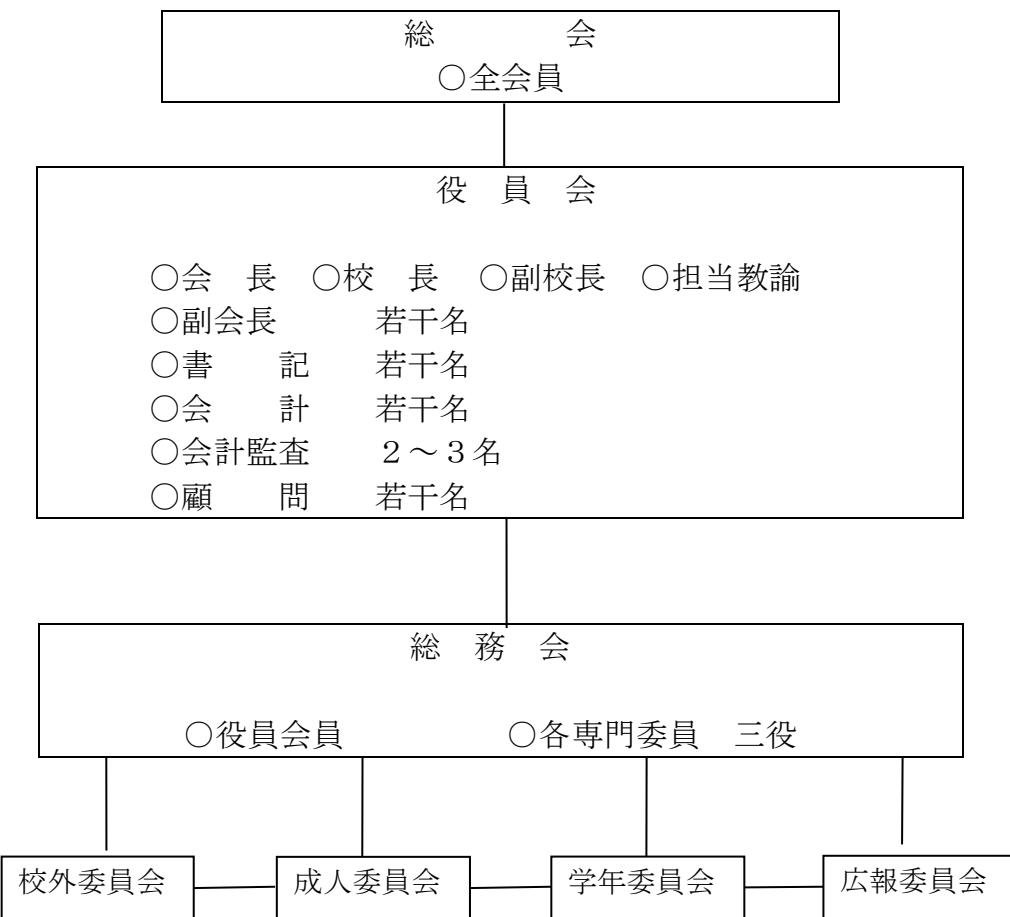
第二十二条 兄弟妹が同時期に在籍している場合のみ、一度、三役を経験した会員は、三役を免除とする。

付 則

- ・本会則の改正は総会の決議による。
- ・慶弔規定は別に定める。
- ・会計規定は別に定める。
- ・本会則は昭和 55 年 5 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を昭和 63 年 5 月 7 日に改正し、昭和 64 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を平成 4 年 4 月 25 日に改正し、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を平成 7 年 3 月 14 日に改正し、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を平成 8 年 3 月 13 日に改正し、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を平成 11 年 2 月 26 日に改正し、平成 11 年度役員選考より施行する。
- ・本会則の一部を平成 15 年 2 月 21 日に改正し、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を平成 18 年 2 月 24 日に改正し、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を平成 22 年 5 月 14 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を平成 27 年 3 月 6 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を平成 28 年 3 月 4 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を平成 30 年 3 月 9 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を令和 3 年 3 月 10 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- ・本会則の一部を令和 4 年 3 月 11 日に改正し、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

以上

鹿本中学校PTAの組織図



専門委員会の活動内容

専門委員会の活動

会則の目的を達成するための活動で、例示すれば次のようなものである。

委員会名	活動目的	活動内容の例
○学年委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連絡を取り、協力して生徒の教育的環境をよくする ・学年、学級との連絡調整を図る 	<ul style="list-style-type: none"> □学級、学年別懇談会の開催 □学校行事への参加協力 □給食試食会等
○成人委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・成人教育活動を通じて教養を高め、会員相互の親睦を深める 	<ul style="list-style-type: none"> □研修会の企画 □手芸教室等の開催等
○広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動を本会員へ情報提供するための広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> □PTAだよりの編集・発行等
○校外委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・校外における生徒の交通安全の確保および生活指導 ・健全育成活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> □あいさつ運動等 □近隣町会盆踊りパトロール

慶弔規定

鹿本中学校 PTA

1 祝い金

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 教職員の結婚 | 5,000 円 |
| (2) 教職員及び配偶者の出産（第一子のみ） | 5,000 円 |

2 病気・災害見舞金

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| (1) 教職員病気入院 1週間以上 | 5,000 円 |
| (2) 生徒傷病
（学校監督下で生じた傷病で1週間以上入院の場合） | 5,000 円 |
| (3) 天災またはこれに準ずる災害 | 5,000 円 |

以上、その他状況により役員会において別途審議することもある。

3 香華料

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 教職員及び配偶者死亡 | 10,000 円 |
| (2) 会員及び配偶者死亡 | 10,000 円 |
| (3) 生徒死亡 | 10,000 円 |
| (4) 教職員の両親及び子供死亡
（直系親族か同居の姻族に限る） | 5,000 円 |

4 記念品

- | |
|----------------------------|
| (1) 教職員の転退職 |
| (2) 役員の任期満了 |
| (3) 専門委員会の三役（委員長・副委員長）任期満了 |

5 以上の慶弔規定について、特別な場合には役員会において別途審議する。



令和 6 年度 発行